

## 「足うら屋」との協議の概要

申入れ前の表示内容等	(参考) 当法人の申入れの理由・事情	是正後の表示内容等
<p>ホームページに、 ①「整体コース(筋膜調整)」の「キャンペーン」に関する表示、 ②「スペシャルコース」の「お試しキャンペーン」に関する表示、 があった。</p>	<p>①特定の年月日までのキャンペーン期間のみ、「整体コース(筋膜調整)」の施術を、通常価格よりも4620円安いキャンペーン価格で受けられると誤認させるが、実際には当該キャンペーン期間が終了しても同様の割引が継続していた。 ②「お試しキャンペーン」の価格と比較対照価格につき、「スペシャルコース」の初回施術料としていつの時点までどの程度の期間、その価格にて施術が行われていたのか明らかではない。そのため、一般消費者は「お試しキャンペーン」の期間中に限って初回施術料が安くなっていると誤認する。</p>	<p>①②の表示につき是正された。</p>
<p>ホームページに、「 「整体の評価 札幌市東区No.1」として「100万社が登録する日本最大級のクチコミサイト「Yelp」で評価を頂いています。」 との表示があった。</p>	<p>「No.1」表示の根拠が明らかではなく照会を行った。</p>	<p>表示は削除された。</p>
<p>ホームページに雑誌の特定号の表紙が表示されていた。</p>	<p>該当記事に関して出版社との関係について照会を行った。</p>	<p>表示を削除する意向を表明した。</p>
<p>ホームページに価格に関する表示があるが、価格に関する利用規約等の開示を求めた。</p>	<p>施術のコースの全体像や消費者が支払うことになる施術料金や割引料金等の料金体系の全体像が明らかではない。</p>	<p>ホームページに表示されている価格よりも高額な料金を請求する場合には、あらかじめホームページを通じて明らかにすると表明した。</p>